

す。市街化区域内の農地の実態、固定資産税の額と、いうものを把握されていらっしゃいますか。

○實重政府参考人 市街化区域内の田の十アール当たりの固定資産税の額について申し上げさせていただきます。

平成二十二年において、全国で六万三千円、徳島県では八万六千円となっているところでござります。

○仁木分科員 先ほど全国平均より高い数字をおっしゃつていただきましたが、資料の一枚目と二枚目。私の選挙区で、小松島市、そして石井町という選挙区がございまして、この市街化区域内の農地の所有者から、こういった要望書、陳情書が出ております。要は、御自身がお持ちの農地の固定資産税がいわゆる市街化区域外の一般農地の固定資産税に比して非常に高いということでございます。

私が、このことをずっと、実は現職になる前から聞かされていまして、改めて調べてみました。そうすると、固定資産税の算出方法の大枠なんですが、けれども、三ページの資料でございますが、「農地課税の三種類」というのがございます。これは、都市計画法、昭和四十三年にでき上がった法律でございますが、宅地並み評価を市街化区域の農地にはして、それに農地に準じた課税ということになつております。一般農地に関しましては、農地評価をして農地課税をしていく。特定市街化区域の方におきましては、宅地並み評価をして宅地並みの課税をしていく。

この都市計画法ができ上がった背景には、やはり高度成長時代の日本があつたと思います。スピード現象というのが地理の教科書に出てきますように、都市の無秩序な開発というのを阻止するという意味があつたわけございますが、今、デフレ、特に、バブルが崩壊して、地方においてはもう元気がない状況です。例えば新たな都市開発というものも、近年、余り見られない。まさにこの写真のような風景というものが、私の選挙区の中間的な地域なわけでございます。

こういう中において、ちょっと写真の一枚目、ページ数でいうと四枚目を見ていたいんですかけれども、農水路があります。私がいる、向かって右側の方が市街化区域外の一般農地です。そして、反対側が市街化区域の農地の方々なんですけれども、これ、実は、固定資産税という切り口でいいますと、私のいる側の農地のおおよそ六十倍とか七十倍の固定資産税を支払っているという現実がございます。

ちょっと、この地権者の一部の方々にデータというか情報を賜りましたのでお知らせしたいんですけど、下に書いています。一反当たり、十アールですけれども、年間固定資産税、一般農地の固定資産税九百九十七円。片や市街化区域農地の固定資産税は七万七千円。皆さん、見てください。同じ農地ですよね。それでこんなに差が出る。確かに、これだけ見ると、市街化区域内の農地が整備されているよう見えます。

これは後で川端大臣の方に質問しますが、本当の意味の地域主権というのは、いろいろな規制を取り扱つて、地元のことを、地域でできることは地域でやるということが必要です。しかし、やはり財源もそのためには必要です。ただ、今、その財源、集めたお金、税金をどのように配分していくかということも重要です。とかく、足りない社会保障、医療とか介護とか等々に使われることが多いのですが、やはりこういった地域の開発等にも使っていくべきだという考え方もあります。

特に、固定資産税をより多く払つている方々にとっては、市街化区域内での農地の整備であるとか、あるいは、これはもともと、この市街化区域内の農地を販売すること、転用することを目的としているためのお金という思いが強いわけですから、そういうた、自分たちが土地を売る際により高く売れるように、自分たちの土地が付加価値の高いものになっていくような施策というのも、やはり自治体の長の皆さんにはやつていただくというものが本来の趣旨じゃないかと私は考えるわけでございます。

○川端國務大臣 これは、全国でもいつも議論になるところでございます。

一番大事なのは、市街化区域と市街化調整区域というけれども、先生がおっしゃつたように、市街化区域というのは、将来にわたつて町として、要するに、農地じゃなくて町としてやつていくこういう前提に立つてあるということです。したがいまして、ここではお触れになつていませんが、税金がこれだけ違うというときに、実は、それに応じて土地の値段も違うんですね。

ところが、実際は、制度的に申しますと、この写真の左側の市街化区の農地の場合は農業委員会に届け出をするだけこの土地が住宅地とかに転用できる。こちらの農地の方は都道府県知事の許可が必要るということでありますから、売買するところが、一度戻りますけれども、例えば、私が、この五枚目の写真、おじいさんと立つてあるところですけれども、ここその後ろを買ったとします。では、アクセス道路をつくるために、手前のあぜ道、ちつちやい道で用水路がありますけれども、これを全部道路にしたとしても、ここは車一台も通れないんであります。では、これ、二台通行しようと思つたら、この手前の田んぼ二つを買わなきゃいけないんです。

それで、先ほど農水省から、一反二十万円ぐらいいというふうに言わされました。例えばこの地面が、ちょっとわかりませんけれども、私の方のところだと、これで坪十万ぐらいです。売つたら十万ということは、百五十年分の売り上げを保留しているという土地なんです。

○仁木分科員 川端大臣、ありがとうございます。  
大臣の選挙区は大津でして、近畿圏でも人口がふえている地域でございます。勢いがある。ただ、私の四国、もう人口は四百万人を切りまして、一部の地域を除いては、元気がない過疎地域

ところでしたら、やはり資産価値があるというふうに思うわけでございますが、一応、都市計画法の中にも十年という言葉がでてきます。十年というタームがでてきます。十年一昔。ところが、実際に、今、四十年以上たつて、売買するような、買つてくれるような動きはもうほとんどないわけです。

そういうことで、ちょっと写真にもう一度戻りますけれども、例えば、私が、この五枚目の写真、おじいさんと立つてあるところですけれども、ここその後ろを買ったとします。では、アクセス道路をつくるために、手前のあぜ道、ちつちやい道で用水路がありますけれども、これを全部道路にしたとしても、ここは車一台も通れないんであります。では、これ、二台通行しようと思つたら、この手前の田んぼ二つを買わなきゃいけないんです。それで、先ほど農水省から、一反二十万円ぐらいいというふうに言わされました。例えばこの地面が、ちょっとわかりませんけれども、私の方のところだと、これで坪十万ぐらいです。売つたら十万ということは、百五十年分の売り上げを保留しているという土地なんです。

○仁木分科員 川端大臣、ありがとうございます。  
大臣の選挙区は大津でして、近畿圏でも人口がふえている地域でございます。勢いがある。ただ、私の四国、もう人口は四百万人を切りまして、一部の地域を除いては、元気がない過疎地域

ところでしたら、やはり資産価値があるというふうに思うわけでございます。  
ですから、先ほど言われました、一定の期間内に転用される、あるいは買っていただけるようないうのが本来の趣旨じゃないかと私は考えるわけでございます。